第51号様式の6の11(第24条の3関係)

(表)

控除対象寄附金指定申請書

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="6">年　　月　　日<br>大分県知事　殿<br><br>大分県税条例施行規則第24条の3第2項に規定する個人県民税の寄附金控除の対象となる寄附金の指定を受けたいので、申請します。</td><td>(ふりがな)</td><td></td></tr>
<tr><td>寄附金を受領する者の氏名又は名称</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">住所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>電話(　　)　　—</td></tr>
<tr><td>(ふりがな)</td><td></td></tr>
<tr><td>代表者氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">設立年月日</td><td>年　　月　　日</td><td>個人番号又は法人番号</td><td></td><td>(右詰で記載)</td></tr>
<tr><td colspan="2">所得税における寄附金控除の適用該当根拠条文<br>(いずれかの番号を〇で囲んでください。)</td><td colspan="2">事業年度</td><td colspan="2">月　　日　から　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">大分県内で現に行つている事業の概要</td><td colspan="4">1　所得税法第78条第2項第2号(指定寄附金)<br>2　所得税法施行令第217条第1号(独立行政法人)<br>3　所得税法施行令第217条第1号の2(地方独立行政法人)<br>4　所得税法施行令第217条第2号(国立健康危機管理研究機構等)<br>5　所得税法施行令第217条第3号(公益社団法人及び公益財団法人)<br>6　所得税法施行令第217条第4号(学校法人等)<br>7　所得税法施行令第217条第5号(社会福祉法人)<br>8　所得税法施行令第217条第6号(更生保護法人)<br>9　租税特別措置法第41条の18の2(認定特定非営利活動法人等)</td></tr>
<tr><td colspan="2">寄附金の目的及び使途</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="12">大分県内の事務所又は事業所の所在地</td><td colspan="4">名　称</td></tr>
<tr><td colspan="4">所在地</td></tr>
<tr><td colspan="4">担当者</td></tr>
<tr><td colspan="4">電話番号</td></tr>
<tr><td colspan="4">名　称</td></tr>
<tr><td colspan="4">所在地</td></tr>
<tr><td colspan="4">担当者</td></tr>
<tr><td colspan="4">電話番号</td></tr>
<tr><td colspan="4">名　称</td></tr>
<tr><td colspan="4">所在地</td></tr>
<tr><td colspan="4">担当者</td></tr>
<tr><td colspan="4">電話番号</td></tr>
</table>

〇　添付書類については、裏面をご覧ください。

担当者氏名

電話番号

注　「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。

（裏）

この申請書を提出する際は、以下の書類を添付してください。

1　申請寄附金が、所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金であることを証する書類(注1)

2　法人の「登記事項証明書」の写し

3　大分県内に事務所又は事業所を有することを証する書類(注2)

4　定款、寄附行為その他これらに準ずるものの写し

(注1)「申請寄附金が、所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金であることを証する書類」とは以下の書類を指します。

| 区分 | 添付書類 |
|---|---|
| 1　所得税法第78条第2項第2号(指定寄附金) | 所得税法第78条第2項第2号に掲げる指定寄附金であることを証する書類の写し |
| 2　所得税法施行令第217条第1号(独立行政法人) | 添付書類不要 |
| 3　所得税法施行令第217条第1号の2(地方独立行政法人) | 設立団体の特定公益増進法人であることを証する書類の写し(申請書を提出する日以前5年内に発行されたものに限る。) |
| 4　所得税法施行令第217条第2号(国立健康危機管理研究機構等) | 添付書類不要 |
| 5　所得税法施行令第217条第3号(公益社団法人及び公益財団法人) | 添付書類不要 |
| 6　所得税法施行令第217条第4号(学校法人等) | 所轄庁の特定公益増進法人であることを証する書類の写し(申請書を提出する日以前5年内に発行されたものに限る。) |
| 7　所得税法施行令第217条第5号(社会福祉法人) | 添付書類不要 |
| 8　所得税法施行令第217条第6号(更生保護法人) | 添付書類不要 |
| 9　租税特別措置法第41条の18の2該当(認定特定非営利活動法人等) | 認定に係る通知の写し(認定の有効期間内のもの) |

(注2)「大分県内に事務所又は事業所を有することを証する書類」とは以下の書類を指します。

1　本県に事務所又は事業所を有する旨の組織図等

2　所有権を有する事務所又は事業所の場合：不動産登記事項証明書の写し(申請書を提出する日以前3箇月内に発行されたものに限る。)
　賃貸による事務所又は事業所の場合：賃貸借契約書の写し